

消防法令改正に伴い小規模飲食店等に消火器具の設置が義務付けられます！



平成 28 年 12 月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災の教訓を踏まえ、消防法施行令が改正され、小規模な飲食店に対する「消火器具」の設置義務の範囲が拡大されました。

消火器具を設置しなければならない防火対象物で、消防法施行令別表第 1（3）項（飲食店）に掲げる防火対象物で、延べ面積が 150 m²未満のものうち、火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたものが追加されます。

（防火上有効な措置として総務省令で定める措置）

1 調理油加熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいうものであること。

2 自動消火装置

火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいうもの。

3 その他の安全機能を有する装置


過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置である圧力感知安全装置等をいうもの

※ 2019 年（令和元年）10 月 1 日から改正後の基準が適用されるため、改正後の基準に該当する飲食店等については、2019 年（令和元年）9 月 30 日までに消火器具を設置してください。

消火器具を設置するにあたり、**点検**及び**報告**も必要になります。



（問い合わせ先）

	伊佐湧水消防組合	大口消防署（予防係）	0995-22-0119
		菱刈分遣所	0995-26-0085
		南消防署（予防係）	0995-74-3021
		南消防署吉松分遣所	0995-75-2605